

北極圏国における入国制限措置の現況

国立極地研究所
国際北極環境研究センター作成
更新日：2022年2月16日
赤字：更新箇所

国					
ノルウェー				最新情報の更新日	2月15日
入国可否	入国可	入国前の登録	なし	入国前の陰性証明提示	なし
入国前のワクチン接種証明提示	なし	日本のワクチン接種証明の有効性	無効	入国後の検査	なし
入国後の隔離	なし	ワクチン接種者の免除措置	ノルウェーまたはEUと連携した証明書の所持者はスヴァールバル諸島到着前の検査要件を免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	7日＝検疫所が確保する宿泊施設6日＋自宅等1日（2月10日時点）		
入国制限および検疫措置に関する詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報2月3日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=127572> ノルウェー政府による新型コロナウイルスに関する措置（感染防止措置の大幅緩和） ○スヴァールバル諸島 - スヴァールバル諸島における居住者で、ワクチン接種の完了またはCovid-19に罹患したことを証明できる者は、スヴァールバル諸島到着前の検査要件を免除される。 - スヴァールバル諸島に到着した者は引き続き到着後24時間以内に検査を受けなければならない。 【外務省海外安全HP大使館からの安全情報2月13日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=128034> ノルウェー政府による新型コロナウイルスに関する措置（ほぼすべての感染防止措置の撤廃） 入国時の登録義務及び陰性証明書の提示義務といった現行の入国規制措置は撤廃される。他方、スヴァールバル諸島への入島に際して、入島前及び入島後の検査義務は引き続き適用される。 【外務省海外安全HP大使館からの安全情報2月15日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=128091> ノルウェー政府による新型コロナウイルスに関する措置（2月12日午前10時から適用されているほぼすべての感染防止措置の撤廃及び現行の推奨措置） ○ノルウェー入国 - 陰性証明書及びノルウェー到着前の登録義務に関する規制措置は廃止される。 - スヴァールバル諸島到着前及び到着後の検査義務に関する規制措置は当面継続される。スヴァールバル諸島への国際チャーター便による入島禁止も当面継続される。					

アイスランド				最新情報の更新日	2月15日
入国可否	ワクチン接種者等を除き原則禁止	入国前の登録	到着72時間前までにフォームへ登録 https://visit.covid.is/	入国前の陰性証明提示	要（出国前72時間以内）
入国前のワクチン接種証明提示	要	日本のワクチン接種証明の有効性	有効	入国後の検査	入国時および入国から5日後
入国後の隔離	5日後の検査で陰性が判明するまで	ワクチン接種者の免除措置	入国から5日後の再検査、2回目の検査までの自己隔離を免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	7日＝検疫所が確保する宿泊施設3日＋自宅等4日（2月10日時点）		
入国制限および検疫措置関する詳細					
【在アイスランド日本国大使館2021年7月19日更新】https://www.is.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona20210719.html アイスランド政府は19日、ワクチン接種済みであっても、すべての旅行者に対しフライト出発前72時間以内に実施したPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書の提出を、27日から義務付けると発表しました。 詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。 アイスランド政府https://www.government.is/news/article/2021/07/19/COVID-19-test-certificate-required-before-departure-for-vaccinated-travellers/ 【外務省海外安全HP（アイスランド）2月15日確認】https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Iceland1 以下の者を除き、日本からの必要不可欠でない渡航（※）は原則禁止する。 ア 有効なワクチン接種証明書又は新型コロナウイルス感染歴証明書の所持者 イ アイスランド、EEA/EFTA、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン、英国居住者及びその家族 ウ アイスランド居住者と交際関係にある者 ※「必要不可欠な渡航」の詳細については以下HP参照。 https://www.logreglan.is/english/regarding-travel-restrictions-to-iceland-as-a-result-of-covid-19/ 【外務省海外安全HP（アイスランド）2月15日確認】https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Iceland2 全渡航者に対して、渡航前の指定サイト（https://visit.covid.is/）での事前登録に加え、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書（※1）の提示、空港でのPCR検査及び入国から5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、ワクチン接種済みの証明書（※2）又は感染歴証明書を所持する者について、入国から5日後の再検査及び2回目の検査までの自己隔離は措置の適用外となる。 ※1 氏名、生年月日、検査日及び証明書の発行日、検査が行われた場所の住所、証明書の発行元の機関名及び電話番号、検査の種類（PCR検査又は抗体検査（ELISA/serologic assay））並びに検査結果が英語、アイスランド語、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語のいずれかで記載されている必要がある。また、2回目のワクチン接種日から2週間経過している必要がある。 ※2 詳細はhttps://www.landlaeknir.is/um-embattid/greinar/grein/item44162/Certificate-of-vaccination-against-COVID-19-accepted-at-the-borderを参照。					

スウェーデン				最新情報の更新日	2月10日
入国可否	不要不急の入国を禁止	入国前の登録	なし	入国前の陰性証明提示	要（入国前72時間以内）
入国前のワクチン接種証明提示	要	日本のワクチン接種証明の有効性	無効	入国後の検査	検査を推奨
入国後の隔離	なし	ワクチン接種者の免除措置	承認国（日本を含まず）で発行されたワクチン接種証明書所持者は陰性証明提示を免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	7日＝検疫所が確保する宿泊施設6日＋自宅等1日（2月10日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報1月19日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=126259> 1月21日から、スウェーデン政府は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため実施していた入国規制を変更することを決定しました。2021年12月27日まで適用していた入国規制に戻ります。 北欧諸国を含むEU／EEA諸国からの入国の場合、EU/EEA諸国で発行された(1)ワクチン接種証明書（EUワクチン接種証明書）、(2)入国前72時間以内に採取された検体による新型コロナウイルスの検査（抗原検査、PCR、TMA又はLAMP）の結果証明書（陰性のもの。以下「検査証明書」といいます。）若しくは(3)新型コロナウイルスからの回復証明書（EU/EEA＊諸国で発行された(1)ないし(3)の証明書を「EUデジタル新型コロナウイルス証明書（EU Digital Covid Certificate）」といいます。）又は「同等の証明書」の提示義務があります。ただし、同提示義務に関し、18歳未満の者、スウェーデン住民等の免除される人の区分があります。 上記以外の第三国からの入国の場合、不要不急の入国が禁止されるため、1つ以上の入国禁止措置の免除事由（例：スウェーデン国籍保持者、EUワクチン接種証明書所持者、承認国（スウェーデンがEUワクチン接種証明書と同等のワクチン接種証明書を発行する国・地域と承認したものをいいます。）で発行されたワクチン接種証明書の所持者、免除国（第三国のうち、当該国・地域の住民であることが一時的入国禁止措置の免除事由となるものをいいます。）の住民、特に緊急な入国の必要性が認められる者、スウェーデンにおいて必須の機能を果たす者等）がない場合は、一時的入国禁止措置の対象となります。一時的入国禁止措置の免除事由がある場合も、入国に当たっては、検査証明書（陰性のもの）の提示が必要です。ただし、検査証明書の提示義務に関し、18歳未満の者、スウェーデン住民、承認国で発行されたワクチン接種証明書所持者等の免除される人の区分があります。					

フィンランド				最新情報の更新日	2月15日
入国可否	ワクチン接種証明書の所持者は入国可能	入国前の登録	ワクチン接種者はなし	入国前の陰性証明提示	要（入国前48時間以内）
入国前のワクチン接種証明提示	要	日本のワクチン接種証明の有効性	有効	入国後の検査	ワクチン接種者はなし
入国後の隔離	必要書類を提示できない場合は隔離	ワクチン接種者の免除措置	入国後の検査を免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	7日＝検疫所が確保する宿泊施設3日＋自宅等4日（2月10日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報12月18日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=124841> フィンランド政府は、2021年12月21日以降、EU及びシェンゲン域外から入国する者に対して、COVID-19ワクチン接種済み証明書を所持している場合であっても、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査の検査証明書の提示を求めることを発表しました。この措置は2022年1月16日まで実施されます。 詳細は以下のフィンランド国境警備隊ホームページに掲載されていますので御確認ください。 <https://raja.fi/en/guidelines-for-border-traffic-during-pandemic> 1 ワクチン接種証明書所持者のEU及びシェンゲン域外からの入国 ・ワクチン接種証明書を所持し、ワクチンの最終接種日から7日以上経過している者（新型コロナウイルスに罹患・回復し、その後ワクチンを1回接種し、その証明書を所持している者も接種済みとみなす。）は入国可能。 ・入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査による検査証明書を提示する必要がある。 ・フィンランド人、フィンランドの永住許可を持つ者又は必要な理由（上記ホームページの項目3-2「Essential reason」参照）で入国する者は検査証明書の提示義務を適用しない。 ・上記ワクチン接種証明書所持者に同行する2006年以降に生まれた者は入国可能。 2 ワクチン接種証明書不所持者のEU及びシェンゲン域外からの入国 ・入国規制措置が解除されているEU及びシェンゲン域外の国（日本は含まれていない。）から直接入国する者は入国可能。 ・ただし、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査による検査証明書を提示する必要がある。 ・入国規制措置が解除されていないEU及びシェンゲン域外の国（日本が含まれる。）から入国する場合、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査による検査証明書を提示する必要があるほか、国境警備隊が定める入国理由（上記ホームページの項目3-2参照）が必要。入国理由の正当性はケースバイケースで国境警備隊が判断する。 ・フィンランド人、フィンランドの永住許可を持つ者又は必要な理由（上記ホームページの項目3-2「Essential reason」参照）で入国する者は検査証明書の提示義務を適用しない。 【外務省海外安全HP（フィンランド）2月15日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Finland2> ア 日本からの入国に際しては、原則として、有効なワクチン接種証明書（※）を所持し、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査の陰性証明書を入国時に提示する必要がある。 イ 有効なワクチン接種証明書を所持していない場合、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査の陰性証明書の提示に加えて、国境警備隊が定める入国理由が必要となる。その他、EU加盟国・シェンゲン域内国居住者、医療従事者、国際機関従事者、貨物輸送業従事者、人道的配慮を要する者等についても入国が認められる。詳細は以下のサイトを参照（英語）。 <https://raja.fi/en/guidelines-for-border-traffic-during-pandemic> ※ フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から7日以上が経過している必要がある。					

デンマーク				最新情報の更新日	2月10日
入国可否	入国可能	入国前の登録	ワクチン接種者はなし	入国前の陰性証明提示	ワクチン接種者はなし
入国前のワクチン接種証明提示	要	日本のワクチン接種証明の有効性	有効	入国後の検査	ワクチン接種者はなし
入国後の隔離	ワクチン接種者はなし	ワクチン接種者の免除措置	陰性証明書の提出や入国後の検査、入国後の隔離を免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	7日＝検疫所が確保する宿泊施設6日＋自宅等1日（2月10日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報2月2日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=127460> デンマーク入国規制の緩和（2月1日以降）（新型コロナウイルス関連情報） 新型コロナウイルスに関するデンマーク入国規制が緩和され、2月1日以降、日本からデンマークに渡航する際、有効なワクチン接種証明書を所持している方は、陰性証明書の提出や入国後の検査、入国後の隔離は求められなくなりました。 ワクチン接種証明書の有効期限は、2回接種が必要なワクチンの場合は2回目接種から270日以内、1回接種でよいワクチンの場合は接種から284日以内とされていますので、接種日にご注意ください。3回目接種した場合の有効期限は定められておりません。 なお、日本の各自治体等が発行するワクチン接種証明書（英語併記）はデンマークで有効とされています。 ワクチン接種証明書をお持ちでない方で日本からデンマークに渡航される場合は、入国後24時間以内に検査を受け、10日間の自己隔離が求められます。 詳細は下記コロナポータルサイトでご確認ください。 <https://en.coronasmitte.dk/travel-rules/covidtravelrules>					

ロシア				最新情報の更新日	2月10日
入国可否	定期便で入国する場合は可能	入国前の登録	なし	入国前の陰性証明提示	要（入国前48時間以内）
入国前のワクチン接種証明提示	なし	日本のワクチン接種証明の有効性	証明証を求めない	入国後の検査	無作為抽出による検査
入国後の隔離	ビジネス出張者等は実施義務なし	ワクチン接種者の免除措置	なし		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	7日＝検疫所が確保する宿泊施設3日＋自宅等4日（2月10日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【在ロシア日本国大使館12月8日更新】<https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20211208.html> ●12月8日から、外国人のロシア入国に際し提示が義務付けられているPCR検査の陰性証明書につき、これまでの「入国前3日(72時間)以内」から「入国前2日(48時間)以内」に短縮されます。 ●政令では「到着前3日以内」が「到着前2日以内」に変更となりましたが、これまでも「3日」を「72時間」として運用が行われてきており、今回の「2日」についても「48時間」という運用になるものと思われます。 1. 12月7日、ロシア当局は、外国人に対して義務付けられた「ロシアへの到着直前3日(72時間)以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書（ロシア語又は英語のもの）の提示」を「ロシアへの到着直前2日(48時間)以内に受けたPCR検査の結果」に短縮することを決定しました。この政令は12月8日から施行されます。 2. つきましては、今後のロシアへの渡航に際しましては、搭乗便のロシア到着前48時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書（英文又は露語）を提示することが求められますので、ご留意願います。					

カナダ				最新情報の更新日	2月15日
入国可否	ワクチン接種者は入国可能	入国前の登録	接種証明を登録 < https://arrivecan.cbsa-asfc.cloud-nuage.canada.ca/welcome >	入国前の陰性証明提示	要（搭乗前72時間以内）
入国前のワクチン接種証明提示	要	日本のワクチン接種証明の有効性	有効	入国後の検査	到着時の検査が予定されている
入国後の隔離	無作為抽出による隔離	ワクチン接種者の免除措置	検査対象として無作為抽出されなければ、入国1日目及び8日目の検査並びに14日間の自主隔離が免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	7日＝検疫所が確保する宿泊施設3日＋自宅等4日（2月10日時点）		
入国制限および検疫措置の詳細					
【外務省海外安全HP（カナダ）2月15日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Canada2> ア 新型コロナウイルスワクチン接種を完了した渡航者は、必要不可欠ではない（non-essential）目的であっても入国が可能。入国時には、ワクチン接種証明（以下詳細）、『ArriveCan』の受領証及び陰性証明書（5歳以上の者が空路で入国する場合、搭乗前72時間以内に取得したもの）の携行が必要。 入国日から14日前までにカナダ政府承認済みのワクチンの接種を完了している場合（※1）、接種証明を『ArriveCan』で登録し（※2）、入国の際に書面または電子データで提示することで（※3）、疑わしい症状がない限りにおいて、入国1日目の検査対象として無作為抽出されなければ、入国1日目及び8日目の検査並びに14日間の自主隔離が免除される。 ただし、入国時に接種証明の要件が満たされていない、又は疑わしい症状がみられると判断される場合にはこれらの免除措置は適用されないため、自主隔離計画の事前登録（※4）は引き続き行っておく必要がある。 ※1 カナダ政府が承認したワクチン一覧は以下ウェブページで参照可能。<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada#determine-fully> ※2 『ArriveCan』のリンクは以下のとおり。 <https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/splash-arrivecan.html> ※3 接種証明には以下内容が全て登録されている必要がある（QRコードのみは不可）。 ・名前・接種機関・1回目の接種を受けた日付、国、ワクチンの種類・2回目の接種（同上、2回要接種のワクチンの場合） ・接種機関が作成した接種記録書の画像又はPDFファイル（英語又は仏語のみ可。接種記録書が他言語で作成された場合には、公証を得た英語又は仏語への翻訳版を登録することが必要） ※4 『ArriveCan』で登録可能。 イ カナダ政府承認済みのワクチン接種（上記※1）を入国14日前までに完了していない者は必要不可欠な目的に限って入国が認められるが、入国1日目及び8日目の検査を受けるとともに、入国後14日間隔離を行うことが必要。 必要不可欠な目的として挙げられている主なものは以下のとおり（※5）。入国目的によっては部分的に自己隔離義務が免除される場合がある（※6）。 ※5 入国が認められる可能性があるかどうかについては、以下のウェブサイト参照可能。<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/wizard-start> ※6 検疫及び隔離に関する要件及びその免除については、以下のウェブサイト参照可能。<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/exemptions>					

米国				最新情報の更新日	2月15日
入国可否	ワクチン接種者は入国可能	入国前の登録	航空会社へ連絡先等の情報提供	入国前の陰性証明提示	要（出発前1日以内）
入国前のワクチン接種証明提示	要	日本のワクチン接種証明の有効性	有効	入国後の検査	ワクチン接種者はなし
入国後の隔離	ワクチン接種者への義務はなし	ワクチン接種者の免除措置	隔離の免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内）	日本帰国後の隔離	7日＝検査所が確保する宿泊施設3日＋自宅等4日 指定州からの帰国は宿泊施設6日＋自宅等1日（2月10日時点）		
入国制限および検査措置の詳細					
【ESTAオンラインセンター2月15日確認】<https://esta-center.com/news/detail/990100.html> 重要なお知らせ 1. アメリカ渡航の新型コロナウイルス検査は「出発前1日以内」に 2021年12月6日より、新型コロナウイルス検査による陰性証明書の検査日に関するルールは、これまでの「出発前3日以内」から「出発前1日以内」となりましたのでご注意ください。 2. アメリカ渡航は「ワクチン接種完了証明書」と「陰性証明書」の取得が必須に アメリカ政府が策定した新たな入国制限により、国外からアメリカへ渡航する18歳以上の方は、ワクチン接種完了が義務付けられました。航空機へ搭乗する際は英語で記載された以下の証明書の提示が求められますので携行をお願いします。 ・ワクチン接種完了証明書(海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書) ・出発前1日以内に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書 また、アメリカ滞在時の連絡先に関する情報提供も求められ、渡航前に各航空会社へ提出する必要があります。新たな入国条件に関する詳細は「アメリカ政府が新たな入国制限の詳細を発表 11月8日より施行」<https://esta-center.com/news/detail/023600.html>をご確認ください。 米国渡航を検討される方へ 新型コロナウイルス感染拡大による検査体制の強化に伴い、米国政府は2020年3月より入国条件の変更や制限措置などを施行しています。現地時間の2022年2月7日に、CDC(アメリカ疾病予防管理センター)は日本の感染警戒レベルを最も高い4(感染リスクが非常に高い地域)に指定。また、アメリカ国務省も日本の渡航警戒レベルを最大の4に指定し「渡航中止勧告」の対象としています。両国政府は往来する渡航者にワクチン接種完了を要請し、強い警戒を呼び掛けています。アメリカ政府はESTA(エスタ)による渡航を認めていますが、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で施行されている規制の遵守が求められます。ワクチン接種の有無を問わず、大半の州は屋内でのマスク着用を要請しています。また、集会や外出について厳しい措置を講じている州や地域がありますので、渡航を予定している方は事前に確認をお願いします。 入国に関する注意事項 アメリカ入国の新型コロナウイルス検査は「出発前1日以内」に 新型コロナウイルス変異種に対する防疫措置として、2021年1月26日より国外から空路でアメリカへ入国する全ての方は、PCR検査による陰性証明書の提示が義務付けられました。出発前1日以内にPCR検査を行い、英語表記による陰性証明書の取得をお願いします。過去3か月以内に新型コロナウイルスに罹患し快復した方は、渡航に支障がないことを示す医師による診断書が陰性証明書の代用として認められます。また、2021年11月8日より国外からアメリカへ渡航する18歳以上の方は、ワクチン接種完了証明書も必須となりました。ワクチン接種が完了していない2歳から17歳の児童も、「出発前1日以内」に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書の提示が求められます。ワクチン未接種の児童を伴って渡航する際は、事前に航空会社へ渡航条件と必要書類の確認を推奨します。 【外務省海外安全HP（米国）2月15日確認】<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/history_world.html#UnitedStatesGuam2> 米国への入国（空路）に際しては、18歳以上の非移民である非米国市民に対し、ワクチン接種証明の提示が義務付けられる（一部免除あり。※）。 また、ワクチン接種の有無にかかわらず、2歳以上の全ての旅客に対し、米国への「出発前1日以内」に取得した）新型コロナウイルス検査の陰性証明書が求められる。 上記に加え、全ての渡航者に「宣誓書」の提出が求められる。 ※免除が認められる者 以下の者は、「宣誓書」を航空会社に提示することで免除される。 ●18歳未満の者 ●健康上、ワクチン接種が禁忌である者（医師の署名等が記載されたレターが必要。）等 ワクチン接種証明の免除を受けて入国した場合、米国入国から3～5日後の検査、及び陰性であっても7日間の自己隔離の手続きが必要（ただし、18歳未満の者については、ワクチン接種証明を保持する大人に同伴して入国する場合は、コロナ感染が疑われる症状が無い限り、隔離は不要。また、過去90日以内にコロナ陽性より回復したとの証明がある場合を除く。）。 ●CDC(米国疾病予防管理センター)発表、プレスリリース <https://www.cdc.gov/media/releases/2021/p1025-International-Travel-System.html> ●CDC(米国疾病予防管理センター)発表、命令文・宣誓書フォーマット等 <https://www.cdc.gov/quarantine/order-safe-travel.html> ●CDC、宣誓書フォーマット <https://www.cdc.gov/quarantine/pdf/combined-passenger-attestation-p.pdf>					

地域	最新情報の更新日
ノルウェー領 スバルバル諸島	【スバルバル知事2021年12月3日更新】<https://www.sysselmesteren.no/en/news/2021/12/covid-test-when-you-travel-to-svalbard---updated-information/> スバルバルへ渡航する全ての人（ワクチン完全接種者を含め）は、スバルバルへ出発する前に迅速抗原検査の陰性結果を提示しなければならない。検査は出発前24時間を越えてはならず、セルフテストの陰性結果は無効である。 【スバルバル知事2021年12月17日更新】<https://www.sysselmesteren.no/en/news/2021/12/requirement-for-rapid-covid-test-after-arrival-on-svalbard/> 12/19よりスバルバルに到着する者は、到着24時間以内に迅速抗原検査を受けなければならない。出発前の受検義務は継続される。 【スバルバル知事2021年12月21日更新】<https://www.sysselmesteren.no/en/news/2021/12/distribution-of-self-tests-to-travelers-by-plane-to-svalbard/> 到着24時間以内の迅速抗原検査に使用するセルフテストは客室乗務員から配布される。宿泊地に到着したら、テストを実施のこと。 【スバルバル知事2月2日更新】<https://www.sysselmesteren.no/en/news/2022/02/lettelser-i-reglene-om-test-for-avreise-til-svalbard/> 2月1日からスバルバル永住者、ワクチンの完全接種者、感染経験のある者はスバルバルへ出発する前に受検する必要がない。スバルバルに到着する全ての者は、到着24時間以内にSARS-CoV-2検査を受けなければならない。 ※日本のワクチン接種証明はノルウェーで有効な証明として認められていません。
グリーンランド	【Visit Greenland（グリーンランド渡航サイト）2月15日更新】<https://visitgreenland.com/corona-faq/> 2月10日から最新の規制となる。ワクチンの完全接種者（EMA欧州医薬品庁が承認したワクチン）のみグリーンランドへ渡航でき、12～17歳の子供にも適用される。グリーンランドの居住者（居住証明または長期間の仕事を示す文書を提示できる者）、11歳以下の子供は免除される。グリーンランド渡航時に、PCR検査の陰性結果を提示する必要はない。
米国アラスカ州	【アラスカ州政府】<https://covid19.alaska.gov/travelers/> ワクチン未接種者の旅行前の受検は感染拡大防止につながるとしている。また、旅行者は到着時に無料で受検できる。ワクチン接種者（完全接種）は、受検や自己検疫が求められない。2021年6月1日から、アラスカへの旅行者は無料のワクチンを接種できる。
共同利用施設	最新情報の更新日
ニーオルスン基地	【Nyalesund Research Station（ニーオルスン基地サイト）2月14日確認】<https://nyalesundresearch.no/covid-info/> 11月19日より、ニーオルスン発着の航空機内ではマスクを着用しなければならない。 ※研究目的でスバルバル諸島ニーオルスンへ渡航する方に対し、渡航目的が明記された在職証明書およびサポートレター（通常はノルウェー極地研究所発行）が必要とする要件については、ニーオルスン基地サイトの制限情報から削除されました。 【Kings Bay社2月2日更新】<https://kingsbay.no/covid19/> ニーオルスンへ到着次第、受検する。到着して初めの4日間は、別テーブルで食事をとりジムは利用できない。 Kings Bay社は村内でのソーシャル・ディスタンス、手指衛生、体調が悪い場合は家に滞在することを注意喚起している。
スバルバル大学（UNIS） オフィス	【スバルバル大学1月17日更新】<https://www.unis.no/summer-courses-2022-open-for-application/> 夏季コースの申し込みを受付ける。締切は2022年2月15日まで。秋季コースの申し込み締切りは、2022年4月5日。 【スバルバル大学2月14日更新】<https://www.unis.no/resources/hse/covid-19-measures-at-unis/> 2月12日にノルウェー当局はCOVID規制を撤廃したが、COVID19に関係する症状がある場合はUNISへ訪れないこと。 UNIS内の規制<https://www.unis.no/wp-content/uploads/2022/02/UNIS-internal-covid-regulations.pdf>

共同研究提携施設		最新情報の更新日
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター (IARC)	【アラスカ大学1月10日確認】< https://drive.google.com/file/d/1yL8l6Efw1zIDfFSs_3wutJLu7XqDyM9/view > 大学のキャンパスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウイルスに関する情報はフェアバンクス校特設ページ（ https://sites.google.com/alaska.edu/coronavirus/uaf ）を参照のこと。	1月10日
チェコ・スバボーダ基地 (ロングイヤービン)	【チェコ・スバボーダ基地6月1日更新】< https://www.prf.jcu.cz/en/cars/news/operating.html > 6月1日～8日に観測船Clioneによる海洋観測を実施。（Facebookに記載）一部を除き、6月初めより基地を再開。	2021年 6月1日
グリーンランド天然資源研究所 (GINR) 施設	【GINR施設】< https://natur.gl/?lang=en > 施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
カナダ極北研究ステーション (CHARS) 基地	【カナダ政府2月15日確認】< https://www.canada.ca/en/polar-knowledge/charsusingcampus.html > Polar Knowledge Canadaは2022年の研究サポートの申請や共用スペースの利用申請を受け付けている。研究支援を依頼する者は、フォームへ記入し期限までに提出すること。申請フォームは期限（2022年3月1日～6月30日の利用申請：2021年11月26日締切り、2022年7月1日～10月31日の利用申請：2022年2月18日締切り、2022年11月～2023年2月28日の利用申請：2022年8月26日締切り）までに提出する必要がある。	2月15日
ロシア スパスカヤパッド 観測拠点	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
ロシア ケープ・バラノバ基地	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
カナダ ラバル大学 北方研究センター (CEN)	【北方研究センター】< https://www.cen.ulaval.ca/en/index.php > 研究ステーションは特定の条件下で利用できる。研究ステーションの予約、承認については、上記サイトの連絡先までメールすること。	-

※「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。 渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

詳細：外務省海外安全ホームページ感染症危険情報 <https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html>

日本-ニーオルスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日
日本郵便	EMS	2月16日時点で日本からニーオルスンへ発送できますが、輸送が遅延しています。海上輸送は貨物混雑のため、現地到着まで平常期に比べ3か月程度遅れる可能性があります。航空機の減便等により運送スペースの不足等が生じていることから、航空機への搭載に2～3週間程度の期間を要します。 ※配達遅延・引受停止については、日本郵便HP（ https://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/country.php?cid=147 ）からご確認ください。	2月16日
Posten	国際郵便	2月16日時点でニーオルスンから日本へ発送できますが、輸送が遅延しています。 【Posten1月24日更新】航空機欠航の影響により、いくつかの国への発送ができない。また、輸送の遅延が予想される。 ※発送停止の情報については右記に示す、ノルウェー郵便PostenのHP（ https://www.posten.no/en/customer-service/country-list-parcels-updated ）からご確認ください。	2月16日
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニーオルスンから日本への発送が可能です。 ※発送に関する情報については、BringカスタマーサービスHP（ https://www.bring.no/en/customer-service?_ga=2.268820593.1464018051.1628571276-1137923700.1627279925 ）からご確認ください。 ニーオルスン発着の船便スケジュールは以下よりご確認ください。 < https://www.bring.no/tjenester/pakker-og-gods/svalbard/Sailing-plan-Troms%C3%B8-Svalbard_2022.pdf >	-
DHL	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能です。ただし、国連番号がついている危険品は輸送できません。ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認する必要があります。	2020年 11月19日
FedEx	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能です。国連番号がついている危険品については、往路、復路で発送要件が異なるため現地法人へ確認が必要です。	2021年 3月25日
SAS Cargo	国際航空貨物	2021年7月12日よりスカンジナビア航空は、羽田～コペンハーゲン間の運行を再開。航空貨物代理店より、航空貨物の輸送業務が可能との連絡あり。2022年1月発送実績あり。	1月27日